

「小規模企業共済制度の今後のあり方」に関するパブリックコメント

平成 20 年 2 月

中 小 企 業 庁

1. 全国青色申告会総連合の意見（パブリックコメントから抜粋）

（1）意見の内容

一定の条件（ ）のもとに、個人事業の後継者（おおくは家族従業員）に加入資格を与えることを早期に実現をお願いしたい。

- （ ）一定の条件とは、後継者が小規模企業共済制度に加入するさいに、事業主と当該加入予定者とのあいだに、将来後継者となることを合意している旨の申請書を提出すること、また事業承継後、たとえば事業を 3 年間継続すること等を想定しているとのこと。

（2）理 由

個人企業に相続が発生した場合、後継者の相続財産の大半は土地、建物などの固定資産であり、事業継続のための資金が不足する。店舗改装や転業をしようにも困難。

相続協議後に掛金が通算制度の対象となるケースは少ないと考える。事業を承継して後継者が事業主として共済制度に加入しても、加入期間が短ければ共済金が掛金総額を下回るケースもでてくる。これでは制度の魅力も半減してしまう。

昭和 43 年から 57 年まで配偶者専従者は加入対象者となっていた。

2. 上記意見に対する考え方

- （1）本制度は、小規模企業の個人事業主や役員が廃業等により事業の第一線を退いたときに、生活の安定等を図るための資金を予め準備しておくことで、安心して現在の経営に専念できる環境を整える制度であり、事業継続時の資金不足に対処する制度ではない。

事業承継の円滑化については、別途総合的支援策を検討している。

- （2）個人事業主である共済契約者の事業の全部を一人で譲り受け又は相続した配偶者や子については、小規模企業者としての地位で掛金を通算でき、引き続き契約を継続できる。なお、法人なりにより役員となることで加入することが可能である。

- （3）中小企業事業団（当時）と全青連は、昭和 57 年当時、配偶者を共同経営者として認定すべき基準の作成作業を進めたが、共同経営者としての特質を示すメルクマルが見いだせず、昭和 57 年以降、

小規模企業共済の加入対象とはしないことと整理されたもの。

- (4) 中政審経営安定部会でも、後継者（配偶者専従者や子）を加入対象とすることについては、共同経営者として事業主と明確に区別できるか、事業主以外に家族にまで所得税控除等を適用するのは税の公平性などについて、問題が指摘されたところであり、共同経営の実態を踏まえ、引き続き検討していくことが必要。

(参考) 全国青色申告会総連合の理由について

相続が発生した場合の事業継続のための資金不足への対応

- ・事業継続時の資金需要に対しては、今回、個人事業主向けを含め事業承継に係る資金ニーズに応える制度融資の強化を検討しているところ。
- ・また、個人事業主が死亡した場合には、本共済金が支給される。

相続協議後に共済掛金が通算されるケースは少ない

- ・本制度の掛金通算制度（法人なりによる同一人通算、譲渡・死亡通算）を利用したのは、平成18年度実績で、約2,000件程度あり、有効に活用されている。